

令和3年第2回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第2号議案	吉川市空家等の適正管理等に関する条例	1
2	第3号議案	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	4
3	第4号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	5
4	第5号議案	吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例	10
5	第6号議案	吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	14
6	第7号議案	吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例	25
7	第8号議案	吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	28
8	第9号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	30
9	第10号議案	吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	33
10	第11号議案	障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金条例	133
11	第12号議案	吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	135
12	第13号議案	工事請負契約の締結について	136
13	第14号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	137
14	第15号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	138
15	第16号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	139
16	第17号議案	損害賠償の額を定めることについて	140
17	第18号議案	令和2年度吉川市一般会計補正予算（第9号）	—
18	第19号議案	令和2年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—
19	第20号議案	令和2年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	—
20	第21号議案	令和2年度吉川市水道事業会計補正予算（第3号）	—

21	第 22 号議案	令和 2 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
22	第 23 号議案	令和 3 年度吉川市一般会計予算	—
23	第 24 号議案	令和 3 年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
24	第 25 号議案	令和 3 年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
25	第 26 号議案	令和 3 年度吉川市介護保険特別会計予算	—
26	第 27 号議案	令和 3 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
27	第 28 号議案	令和 3 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業 特別会計予算	—
28	第 29 号議案	令和 3 年度吉川市水道事業会計予算	—
29	第 30 号議案	令和 3 年度吉川市下水道事業会計予算	—
30	第 31 号議案	損害賠償の額を定めることについて	141
31	第 32 号議案	吉川市国民健康保険条例及び職員の特殊勤務手当に関する条 例の一部を改正する条例	142

## 第2号議案

### 吉川市空家等の適正管理等に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策について市、市民及び空家等の所有者等の責務その他必要な事項を定めることにより、空家等の発生の予防、活用及び適切な管理の促進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公共の福祉の増進並びに地域の健全な発展に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であって、市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であって、市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全な状態の空家等 特定空家等に該当しない空家等であって、適切な管理が行われていないこと等により、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態その他周辺的生活環境の保全上不適切であると認められる状態にあるものうち、規則で定めるものをいう。
- (4) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

#### (基本方針)

第3条 空家等に関する対策は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基本方針に基づき、推進するものとする。

- (1) 空家等の発生の予防に係る対策 建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）が次の世代に円滑に継承されること及び適切に維持管理されることを重視し、空家等の発生の予防が図られること。
- (2) 空家等の活用及び流通に係る対策 空家等及び除却した空家等に係る跡地を地域の資源として捉え、活用及び流通が図られること。
- (3) 空家等の適正管理に係る対策 所有者等による空家等の適切な管理の促進及び市による空家等の管理状態等の状況に応じた段階的な指導等により、特定空家等及び管

理不全な状態の空家等の改善が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。

2 市は、前項の空家等対策計画に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び空家等の所有者等の責務)

第5条 市民及び空家等の所有者等は、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

2 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めなければならない。

(管理不全な状態の空家等に対する措置)

第6条 市長は、管理不全な状態の空家等の所有者等に対し、当該空家等の修繕、立木等の伐採、雑草の除去、防犯上の措置その他の周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、期限を定めて、当該助言又は指導に係る措置をとるよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた所有者等が相当の期間を経過しても当該命令を履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行することができる。

(軽微な措置)

第7条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態の空家等について、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動その他の軽微な措置で規則に定めるものを講ずることにより地域における生活環境の保全上の支障を除去し、又は軽減することができる認めるときは、当該軽微な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態の空家等（以下この条においてこれらを総称して「空家等」という。）について、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、当該空家等の所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる

時間的余裕がなく緊急に当該措置をとる必要がある場合に限り、当該危害を避けるための必要最低限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該措置に係る空家等の所有者等の連絡先を確知することができないときは、その通知の内容を公告することをもって代えることができる。

3 市長は、第1項の規定による措置を講じたことにより生じた費用について、当該措置の内容を明らかにして当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

(空家等の立入調査等)

第9条 市長は、第6条から前条までの規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項の調査又は第7条若しくは前条の措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、特定空家等及び管理不全な状態の空家等の改善のために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市民の生活環境の保全及び公共の福祉の増進並びに地域の健全な発展に資するため、本市における空家等の発生の予防、活用及び適切な管理の促進に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

### 第3号議案

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに受給者証を提示しなければならない。</u></p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の施行に伴い、医療機関等におけるオンライン資格確認が導入されるため、資格確認の方法について改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第4号議案

### 吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 69,753円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 69,753円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1</p>



<p>項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 72,660円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 87,192円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 98,817円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,300,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 104,630円</p>	<p>項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項において同じ。</u>)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 72,660円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 87,192円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 98,817円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 104,630円</p>
--	---

<p>ア 合計所得金額が<u>5,400,000円未</u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,438円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,438円」とあるのは、「23,251円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,438円」とあるのは、「40,689円」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p>	<p>ア 合計所得金額が<u>5,000,000円未</u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,438円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,438円」とあるのは、「23,251円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,438円」とあるのは、「40,689円」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第9条 略</p>
--	---

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(介護保険料の適用区分)

2 この条例による改正後の吉川市介護福祉総合条例第13条の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い各段階における介護保険料を据え置くとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴う介護保険料の算定基準の改正その他所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第5号議案

### 吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年吉川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(道路の構造の一般的技術的基準)</p> <p>第4条 道路を新築し、又は改築する場合におけるその道路の構造の一般的技術的基準は、次条から<u>第41条</u>までに定めるところによる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において<u>準用する</u>令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3</p>	<p>(道路の構造の一般的技術的基準)</p> <p>第4条 道路を新築し、又は改築する場合におけるその道路の構造の一般的技術的基準は、次条から<u>第40条</u>までに定めるところによる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3</p>

種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2及び3 略

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第42条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 略

（設計速度）

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

略

2 略

（交通安全施設）

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助

種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2及び3 略

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 略

（設計速度）

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第1種第4級の道路を除き、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

略

2 略

（交通安全施設）

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施

施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 略

2 略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4及び5 略

(歩行者専用道路)

第40条 略

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3及び4 略

(歩行者利便増進道路)

第41条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施

設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 略

2 略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4及び5 略

(歩行者専用道路)

第40条 略

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3及び4 略

<p><u>設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>	
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を加えるとともに、歩行者利便増進道路の基準を定めるほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。



第6号議案

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
 吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年吉川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	区域	名称	区域
略		略	
吉川美南 駅東口周 辺地区地 区整備計 画区域	都市計画法第20条第1項の規定 により告示された吉川美南駅東口 周辺地区地区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域		
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）		別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）	
(1)～(13) 略		(1)～(13) 略	
<u>(14) 吉川美南駅東口周辺地区地区整備計画区</u>			
域			
地区の 区分	用途の制限	敷地面積 の最低限 度	高さの 最高限 度
A地区 （吉川 美南駅	次に掲げ る建築物 は、建築し	3,0 00平方 メートル	

	<p>東口周 辺地区 地区計 画の計 画図に 表示す るA地 区をい う。)</p>	<p>てはならな い。 (1) 都市計 画道路吉 川美南駅 東口駅前 通り線又 は都市計 画道路吉 川美南駅 東口中央 線の境界 線から2 0メート ル以内の 建築物 で、1階 部分を住 宅、共同 住宅、寄 宿舍又は 下宿の用 途に供す るもの (玄関、 階段、ホ ール等を 除く。)</p> <p>(2) 工場</p>	<p>ただ し、次の いずれか に該当す る建築物 について は、この 限りでな い。 (1) 公衆 便所又 は巡査 派出所 (2) 令第 130 条の4 に定め るもの</p>		
--	--	--	---	--	--

	<p>(令第130条の6に規定するものを除く。)</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) ガソリンスタンド</p> <p>(6) 畜舎 (動物病院、ペットショップ、ペットホテル</p>			
--	---	--	--	--

	<p>その他これらに類するものを除く。)</p> <p>(7) 倉庫 (建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(8) 集会場 (業として葬儀を行うものに限る。)</p> <p>(9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内建築物の供給処理に伴うものを除く。)</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び</p>			
--	---	--	--	--

	業務の適正化等に関する法律第2条第4項から第10項までに規定する営業の用に供するもの			
B地区 (吉川美南駅東口周辺地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 神社、	5,000平方メートル ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 公衆便所又は巡査派出所 (2) 令第130	25	メートル

		<p>寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（当該地区内の工場 で 製造、加工又は貯蔵をする製品を主に販売し、又は提供する店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メー</p>	<p>条の4 に定め るもの</p>	
--	--	--	----------------------------	--

	<p>トル以下 のものを 除く。)</p> <p>(7) ガソリ ンスタン ド</p> <p>(8) 葬儀 場、セレ モニーホ ールその 他これら に類する もの</p> <p>(9) 保育所 又は幼保 連携型認 定こども 園（当該 地区内に おいて事 業を営む 企業の関 係者の用 に供する ものを除 く。)</p> <p>(10) 図書 館、博物 館その他</p>			
--	--	--	--	--

	これらに 類するも の (11) 老人 ホーム、 福祉ホー ムその他 これらに 類するも の (12) 老人 福祉セン ター、児 童厚生施 設その他 これらに 類するも の (13) ボー リング 場、スケ ート場、 水泳場そ の他これ らに類す る運動施 設 (14) マー ジャン			
--	--	--	--	--



	<p>屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(15) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(16) 自動車教習所</p> <p>(17) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(18) 畜舎</p> <p>(19) 廃棄物の処理及び清掃に関する</p>			
--	---	--	--	--

	<p>法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物又は同条第4項に規定する産業廃棄物の処理業の用に供するもの</p> <p>(20) レディーミックストクリートの製造を営む工場</p> <p>(21) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項</p>			
--	---	--	--	--

	に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの			
	(22) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該計画の区域内における建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築物の制限等を定めたいので、この案を提出するものである。

## 第7号議案

### 吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例

吉川市こども発達センター条例（平成14年吉川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等 訪問支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第2条第2号に掲げる事業 通所給付決定に</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 略</p>

<p><u>係る児童又は法第21条の6の規定による措置を要すると認める児童</u></p> <p>(3) <u>第2条第3号及び第4号に掲げる事業</u> 市内に住所を有する小学校就学の始期に達するまでの児童、<u>その保護者その他市長が必要と認める者</u></p> <p>(利用料)</p> <p>第10条 第2条第1号<u>及び第2号</u>に掲げる事業を利用する児童（通所給付決定に係る児童に限る。）の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を利用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(2) <u>第2条第2号及び第3号に掲げる事業</u> 市内に住所を有する小学校就学の始期に達するまでの児童<u>及びその保護者</u></p> <p>(利用料)</p> <p>第10条 第2条第1号に掲げる事業を利用する児童（通所給付決定に係る児童に限る。）の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を利用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の吉川市こども発達センター条例第2条第2号に掲げる事業の承認に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

吉川市こども発達センターにおいて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所等訪問支援事業を実施するとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

## 第8号議案

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（任用後1年以内に修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（任用後1年以内に修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第

63号)の一部改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修実施者の規定の追加を行いたいので、この案を提出するものである。



## 第9号議案

### 吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000</u>円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000</u>円とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000</u>円を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>170,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000</u>円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000</u>円とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000</u>円を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>160,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>

<p>第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

提案理由

国民健康保険税負担の公平を図るため、基礎課税分及び介護納付金分の賦課限度額の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

## 第10号議案

吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年吉川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下この条において「移動項号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動項号等を当該移動後条項等とし、移動項号等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項号等(以下「削除項号等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項、号及び号の細目の表示並びに削除項号等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第10章 略 <u>第11章 雑則(第230条)</u> 附則	目次 第1章～第10章 略  附則

<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定の基準及び指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（<u>第9項</u>において「暴力団」という。）であってはならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p><u>6 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>7 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定の基準及び指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（<u>第7項</u>において「暴力団」という。）であってはならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の</p>
---	--

<p>処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第1号及び第178条第12項</u>において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第47条第4項第2号</u>において同じ。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第47条第4項第3号</u>において同じ。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（<u>第111条第1項</u>に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第4号</u>において同じ。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第138条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第5号</u>、<u>第101条第1項</u>、<u>第102条第1項</u>、<u>第111条第6項</u>の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項、<u>第112条第3項</u>及び<u>第113条</u>において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（<u>第157条第1項</u>に規定する指定地域密着型特定施設をい</p>	<p>処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第151条第12項</u>において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（<u>第110条第1項</u>に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第138条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第101条第1項</u>、<u>第102条第1項</u>、<u>第111条第6項</u>の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項、<u>第112条第3項</u>及び<u>第113条</u>において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（<u>第157条第1項</u>に規定する指定地域密着型特定施設をい</p>
---	---

<p>う。<u>第47条第4項第6号</u>、<u>第101条第1項</u>、<u>第102条第1項</u>及び<u>第111条第6項</u>の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第177条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47条第4項第7号</u>、<u>第101条第1項</u>、<u>第102条第1項</u>及び<u>第111条第6項</u>の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第218条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第8号</u>及び第6章から第9章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>6～12 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>う。第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第177条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第218条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6章から第9章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>6～12 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
---	--

<p>(9) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第32条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者</u></p>	<p>(8) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～4 略</p>
--	---



<p>者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業</u></p> <p><u>者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p>
--	---

<p>(揭示)</p> <p>第34条 略</p> <p><u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第75条第1項及び第116条において「利用者等」という。))</u> が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u> (以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議</p>	<p>(揭示)</p> <p>第34条 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
---	---

<p>による評価を受けるとともに、介護・医療連携  推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を  設けなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第40条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第40条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介  護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防  止するため、次の各号に掲げる措置を講じなけ  ればならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看  護事業所における虐待の防止のための対策を  検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し  て行うことができるものとする。）を定期的  に開催するとともに、その結果について、定  期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周  知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看  護事業所における虐待の防止のための指針を  整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看  護事業所において、定期巡回・随時対応型訪  問介護看護従業者に対し、虐待の防止のため  の研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため  の担当者を置くこと。</u></p>	<p>2～4 略</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第40条 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p><u>2 前項第1号の規定にかかわらず、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービ</u></p>
--	--

<p>2 略</p> <p>3 <u>オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u></p> <p>(1) <u>指定短期入所生活介護事業所</u></p> <p>(2) <u>指定短期入所療養介護事業所</u></p> <p>(3) <u>指定特定施設</u></p> <p>(4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u></p>	<p><u>ス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号の規定にかかわらず、利用者の処遇に支障がない場合は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>4 略</p>
---	--

<p>(5) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <p>(6) <u>指定地域密着型特定施設</u></p> <p>(7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(9) <u>指定介護老人福祉施設</u></p> <p>(10) <u>介護老人保健施設</u></p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p>(12) <u>介護医療院</u></p> <p>5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指</p>
--	---

定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

（勤務体制の確保等）

第56条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、

定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 略

（勤務体制の確保等）

第56条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指

複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 略

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第57条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型

定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 略

(地域との連携等)

第57条 略



訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第70条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条第1項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第70条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

<p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(10) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第73条 略</p>
---	---

<p>(衛生管理等)</p> <p>第74条 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等に</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第74条 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等に</p>

<p>より構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（準用）</p> <p>第78条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第</p>	<p>より構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（準用）</p> <p>第78条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第</p>
---	---

28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第60条、第62条、第63条第4項及び第64条から第77条までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第

28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第60条、第62条、第63条第4項及び第64条から第77条までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項及び第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」と

<p>20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第94条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(準用)</p>	<p>あるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第94条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(準用)</p>
--	--

第96条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第65条（第3項第2号を除く。）、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第92条に規定する重要事項に関する規程」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第101条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次

第96条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条（第3項第2号を除く。）、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第92条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第101条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次

条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第103条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第138条、第158条若しくは第178条又は指定地域密着型介護予防サービス

条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第138条、第158条若しくは第178条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第69条に規定する従業者の員数を満たすために



<p>基準条例第69条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第102条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第111条第7項、<u>第138条第9項</u>及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者</p>	<p>必要な数以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第102条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第111条第7項及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者</p>
--	--

を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(運営規程)

第107条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(準用)

第109条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71条から第76条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合におい

を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(運営規程)

第107条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

(準用)

第109条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71条から第76条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に

て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第100条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第111条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、	略
---	--------------------------------	---

規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第100条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第111条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、	略
---	--------------------------------	---

<p>指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設</u>、<u>介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>
<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u></p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>、<u>指定介護老人福祉施設</u>又は<u>介護老人保健施設</u></p>
<p>7～13 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第220条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介</p>	<p>7～13 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第220条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介</p>

護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に定める者をいう。次条、第139条第3項、第140条及び第220条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第116条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第111条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第122条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に定める者をいう。次条、第139条第2項、第140条及び第220条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第116条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第111条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第122条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<p>(運営規程)</p> <p>第129条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第130条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第129条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第130条 略</p> <p>(準用)</p>
--	---

第136条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条及び第75条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第129条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第138条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応

第136条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条及び第75条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第129条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第138条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応

型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第141条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介

型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第141条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。



介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護

2～4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 略

事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、平成24年厚生労働省告示第5号に定める研修を修了している者を置くことができる。

10 略

11 略

(管理者)

第139条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 略

第141条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。

9 略

10 略

(管理者)

第139条 略

2 略

第141条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護の事業に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、3とすることができる。

<p>2～7 略</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第145条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第156条において準用する第75条第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第149条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除</u></p>	<p>2～7 略</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第145条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第149条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理す</p>
---	--

く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第150条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第151条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

る者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第150条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第151条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第156条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条及び第133条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第150条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあ

(準用)

第156条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条及び第133条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第150条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第128条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第131条中「指

<p>るのは「2月」と、第128条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第131条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第165条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第172条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第165条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第172条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
---	---

<p>(10) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第173条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第176条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第69条、</p>	<p>(9) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第173条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第176条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条</u>、<u>第41条</u>、第69条、第73条、第74</p>
---	---

第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第128条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

条、第75条第1項から第4項まで及び第128条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士 1以上



<p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居</p>	<p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第205条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第214条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居</p>
--	--

<p>住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、<u>機能訓練指導員</u>又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>9～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所</p>	<p>住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士、機能訓練指導員</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>9～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所</p>
---	--

<p>が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第185条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人</p>	<p>が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第185条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人</p>
---	---

福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

（機能訓練）

第190条 略

（栄養管理）

第190条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第190条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければなら

福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

（機能訓練）

第190条 略

<p><u>ない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第195条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第196条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第195条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第196条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
--	--

<p><u>置を講じなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第198条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに <u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的 to 実施すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第202条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第198条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的 to 実施すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第202条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	--

<p>(3) <u>事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第69条、第73条及び第75条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第195条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域</u></p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2～4 略</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第69条、第73条及び第75条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第195条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者</u></p>
--	--

<p>密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第207条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット 次に定めるところによること。</p> <p>ア 居室</p> <p>(イ) 略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 1の居室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第207条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット 次に定めるところによること。</p> <p>ア 居室</p> <p>(イ) 略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 1の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、aに掲げるところによるほか、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p>
---	---



<p>(エ) 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)</p> <p>第209条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討 する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)</u>を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>9 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第213条 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>	<p>(エ) 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)</p> <p>第209条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討 する委員会を3月に1回以上開催するととも に、その結果について、介護職員その他の従 業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>9 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第213条 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p>
--	--

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第216条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第216条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条までの規定は、ユニット型</p>
---	---

<p>条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第213条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条</u></p>	<p>指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第213条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同項第4号及び</u></p>
--	--

第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第229条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに第4条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護につい

第5号中「次条」とあるのは「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第229条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2

て知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項の表の中欄」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

## 第11章 雑則

### (電磁的記録等)

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12第1項（第59条、第78条、第78条の3、第96条、109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）、第143条第1項、第163条第1項及び第182条第1項（第216条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）

月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項の表の中欄」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域

密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

### 附 則

第3条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。

### 附 則

第3条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、平成18年3月31日において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。

<p>(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)</p> <p>第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の</p>	<p>(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)</p> <p>第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の</p>
---	--

一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) 略

第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル

一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) 略

第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル



ル) 以上とする。

第7条 第158条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

第8条 第160条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関

ル) 以上とする。

第7条 第158条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

第8条 第160条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関

<p>設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
---	--

(吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章 略</p>	<p>目次 第1章～第4章 略</p>

<p><u>第5章 雑則（第90条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（<u>第8項</u>において「暴力団」という。）であってはならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p><u>5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第138条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介</p>	<p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（<u>第6項</u>において「暴力団」という。）であってはならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第138条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介</p>
--	--

護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第157条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第177条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第10条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防

護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第157条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第177条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応

認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第70条又は指定地域密着型サービス基準条例第138条、第158条若しくは第178条の規定を満たすために必要な数以上とする。

## 2 略

（利用定員等）

### 第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同

型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第70条又は指定地域密着型サービス基準条例第138条、第158条若しくは第178条の規定を満たすために必要な数以上とする。

## 2 略

（利用定員等）

### 第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同

じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)の運営(同条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対

じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

<p><u>応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、</u></p>	<p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
---	--

認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。



<p>(非常災害対策)</p> <p>第30条 略</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者</u> は、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の</u></p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第30条 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
--	--

防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(掲示)

第32条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

第37条 略

2～4 略

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備

(掲示)

第32条 略

(事故発生時の対応)

第37条 略

2～4 略

すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 略

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 略

(従業者の員数等)		(従業者の員数等)	
第44条 略		第44条 略	
2～5 略		2～5 略	
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	
略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院
	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所		前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第218条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

（管理者）

第45条 略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第218条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

（管理者）

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項で規定する政令で定める者をいう。次条、第71条第3項及び第72条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第66条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項で規定する政令で定める者をいう。次条、第71条第2項及び第72条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第66条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予

防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（運営規程）

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

（定員の遵守）

第58条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介

防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（運営規程）

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

（定員の遵守）

第58条 略

護保険事業計画をいう。以下この項において同  
じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計  
画を作成するに当たって、新規に代替サービ  
スを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多  
機能型居宅介護事業所を活用することがより効  
率的であると認めた場合にあつては、次期の介  
護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員  
並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定  
員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介  
護の提供を行うことができる。

(準用)

第64条 第11条から第15条まで、第21  
条、第23条、第24条、第26条、第28  
条、第28条の2、第31条から第39条まで  
(第37条第4項を除く。)の規定は、指定介  
護予防小規模多機能型居宅介護の事業について  
準用する。この場合において、第11条第1項  
中「第27条に規定する運営規程」とあるのは  
「第57条に規定する重要事項に関する規程」  
と、同項、第28条第3項及び第4項、第28  
条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3  
号、第32条第1項並びに第37条の2第1号  
及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護  
従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型  
居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この  
節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条  
第1項中「介護予防認知症対応型通所介護につ  
いて知見を有する者」とあるのは「介護予防小  
規模多機能型居宅介護について知見を有する

(準用)

第64条 第11条から第15条まで、第21  
条、第23条、第24条、第26条、第28  
条、第31条から第36条まで、第37条(第  
4項を除く。)から第39条までの規定は、指  
定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業につ  
いて準用する。この場合において、第11条第  
1項中「第27条に規定する運営規程」とある  
のは「第57条に規定する重要事項に関する規  
程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業  
者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅  
介護従業者」と、第26条第2項中「この節」  
とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3  
項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所  
介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機  
能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中  
「介護予防認知症対応型通所介護について知見  
を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機  
能型居宅介護について知見を有する者」と、



者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第70条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第138条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第137条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介

「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第70条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第138条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第137条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介

護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第73条において同じ。)

の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画

護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第73条において同じ。)

の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2～4 略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない

<p>作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外</u> <u>の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの</u> <u>（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、平成24年厚生労働省告示第9号に定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定</u></p>	<p>い。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第71条 略</p>
--	--

<p><u>介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てること</u> <u>ができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）</u>とする。</p> <p>2～7 略</p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第77条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p><u>2 略</u></p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2～7 略</p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第77条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>
---	---

<p>(管理者による管理)</p> <p>第78条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス<u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合</u><u>は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第78条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第85条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第79条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護

(準用)

第85条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第79条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認

従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第86条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業

知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第86条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介



護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年吉川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動項に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 雑則（第34条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定介護予防支援事業者の指定の基準及び基本方針）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</p> <p>第2条第2号に規定する暴力団（<u>第10項</u>にお</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定介護予防支援事業者の指定の基準及び基本方針）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</p> <p>第2条第2号に規定する暴力団（<u>第8項</u>にお</p>

<p>いて「暴力団」という。)であってはならない。</p> <p>3～6 略</p> <p><u>7 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>8 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条第3項から<u>第8項</u>までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の</p>	<p>て「暴力団」という。)であってはならない。</p> <p>3～6 略</p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条第3項から<u>第6項</u>までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の</p>
--	--

<p>規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>5～8 略</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 略指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条第3項から<u>第8項</u>まで、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、指定介護予防支援の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>5～8 略</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 略指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条第3項から<u>第7項</u>まで、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、指定介護予防支援の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p>
---	---

<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第19条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護</u> <u>予防支援の提供を確保する観点から、職場にお</u> <u>いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背</u> <u>景とした言動であって業務上必要かつ相当な範</u> <u>囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害</u> <u>されることを防止するための方針の明確化等の</u> <u>必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染</u> <u>症、非常災害等の発生時において、利用者に対</u> <u>する指定介護予防支援の提供を継続的に実施す</u> <u>るための、及び非常時の体制で早期の業務再開</u> <u>を図るための計画（以下「業務継続計画」とい</u> <u>う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要</u> <u>な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対</u> <u>し、業務継続計画について周知するとともに、</u> <u>必要な研修及び訓練を定期的実施しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継</u> <u>続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続</u> <u>計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第19条 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

<p>(従業者の健康管理)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p>第21条の2 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 略</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事</u></p>	<p>(従業者の健康管理)</p> <p>第21条 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 略</p>
---	---

<p><u>業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものと</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものと</p>
---	---

する。

(1)～(5) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができること。

(10)～(28) 略

(準用)

第33条 第2条第3項から第10項まで及び第2章から前章（第26条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条第

する。

(1)～(5) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができること。

(10)～(28) 略

(準用)

第33条 第2条第3項から第8項まで及び第2章から前章（第26条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条第

1 項中「指定介護予防支援（法第 5 8 条第 4 項の規定により介護予防サービス計画費（法第 5 8 条第 2 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 5 9 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 雑則

### （電磁的記録等）

第 3 4 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 8 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 3 1 条第 2 6 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される

1 項中「指定介護予防支援（法第 5 8 条第 4 項の規定により介護予防サービス計画費（法第 5 8 条第 2 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 5 9 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。



<p><u>ものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	
--	--

（吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年吉川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 雑則（第33条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定居宅介護支援事業者の指定及び基本方針）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（<u>第10項</u>において「暴力団」という。）であってはならない。</p> <p>3～6 略</p> <p><u>7 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>8 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p>（管理者）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定居宅介護支援事業者の指定及び基本方針）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（<u>第8項</u>において「暴力団」という。）であってはならない。</p> <p>3～6 略</p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>（管理者）</p>

第5条 略

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

3 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供さ

第5条 略

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。

3 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

<p>れたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～8 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以</p>	<p>3～8 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p>
--	---

下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) 略

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合等が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(10)～(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

<p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第21条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施す</p>	<p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第21条 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第23条 略

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整

(従業者の健康管理)

第23条 略

<p><u>備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第29条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第24条 略</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第29条 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---



(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第32条 第3条第3項から第10項まで、第2章及び第3章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

(準用)

第32条 第3条第3項から第8項まで、第2章及び第3章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（管理者に係る経過措置）

2 令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

附 則

（管理者に係る経過措置）

2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

<p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	
--	--

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第3条から第8条までの改正並びに第4条中吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例附則第2項の改正及び同項の次に1項を加える改正は、公布の日から、第4条中吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正は、令和3年10月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第6項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176

条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第5項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第7項及び第27条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第7項及び第29条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第70条（新地域密着型サービス基準条例第78条の3において準用する場合を含む。）、第92条、第107条、第129条（新地域密着型サービス基準条例第229条において準用する場合を含む。）、第150条、第172条、第195条及び第213条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第79条、新指定介護予防支援等基準条例第18条（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準

条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第19条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第74条第2項（新地域密着型サービス基準条例第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条及び第204条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第71条第3項（新地域密着型サービス基準条例第78条の3、第96条、第109条、第136条及び第229条において準用する場合を含む。）、第151条第3項、第173条第4項、第196条第3項及び第214条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条において準用する場合を含む。）及び第80条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第6条 施行日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第207条第1項第1号アの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第178条第1項第3号ア及び第214条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第207条第1項第1号アの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第190条の2（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第9条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第190条の3（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第10条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第202条第1項（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第11条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第1

98条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、指定地域密着型サービス等の事業の基準を見直すとともに、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第11号議案

障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金条例

(設置)

第1条 障がい者が、住み慣れたこの吉川市で安心して生活していくことを支援するため、障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、前条の目的に沿い寄附された寄附金その他の収入によるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的のための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人



## 提案理由

障がい者が、住み慣れた吉川市で安心して生活していくことを支援するため、ご寄附いただいた寄附金等を積み立て運用する基金を設置したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 第12号議案

吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前	
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）	
区分		報酬額	区分	
略			略	
学校運営	会長	日額 7,900円		
協議会	委員	日額 6,600円		

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会の委員の報酬額を定めたいので、この案を提出するものである。

### 第13号議案

#### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その11）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和4年3月31日まで
- 4 請負金額 416,900,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市大字吉川714番地3  
氏名又は名称 金杉・名倉特定建設工事共同企業体  
代表者職氏名 金杉建設株式会社吉川支店 支店長 藤沼修

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その11）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第14号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区汚水・雨水管渠布設工事（その5）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 令和2年6月11日から令和3年3月31日まで  
変更後 令和2年6月11日から令和3年6月30日まで
- 4 請負金額 338,602,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田3番地7  
氏名又は名称 開道建設業協同組合  
代表者職氏名 代表理事 杉本正輝

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和2年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区汚水・雨水管渠布設工事（その5）の請負契約について、近接工事の完成が遅延したことにより、工事着手に影響が生じたため、工期の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第15号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その9）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 令和2年6月11日から令和3年3月31日まで  
変更後 令和2年6月11日から令和3年6月30日まで
- 4 請負金額 423,731,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号  
氏名又は名称 シン建工業株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和2年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その9）の請負契約について、埋設物撤去に伴う地権者協議に不測の時間を要し、工事進捗に影響が生じたため、工期の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第16号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 (都) 越谷吉川線整備工事 (上部工・護岸工)
- 2 工事場所 吉川市大字中井地内外
- 3 工期 変更前 令和2年9月17日から令和3年3月26日まで  
変更後 令和2年9月17日から令和3年12月24日まで
- 4 請負金額 変更前 204,600,000円  
変更後 214,467,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2  
氏名又は名称 名倉建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和2年9月17日付けで効力が発生した(都)越谷吉川線整備工事(上部工・護岸工)の請負契約について、橋の舗装工事を追加するため、請負金額の変更をするとともに、護岸工事が完了してから橋の上部製作を行うため及び河川管理者との協議に不測の時間を要したため、工期の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吉川町条例第6号)第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第17号議案

### 損害賠償の額を定めることについて

次のとおり吉川市立第二保育所の改築工事により生じた損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

1 相手方 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
氏名 ○○○○

### 2 本件の概要

令和元年5月から令和2年3月にかけて施工した吉川市立第二保育所の改築工事により、隣接する家屋に内壁や軒の亀裂等の被害が生じた。

3 損害賠償額 2,342,538円

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川市立第二保育所の改築工事により生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものである。

### 第31号議案

#### 損害賠償の額を定めることについて

次のとおり水道水にきょう雑物が混入したことにより生じた損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

- 1 相手方住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
氏名又は名称 ○○○○○○○○○○  
代表者職氏名 ○○○○○○ ○○○○

#### 2 本件の概要

令和2年11月1日、○○○○○○○○○○○○の相手方工場において、吉川市水道事業が供給する水道水の配水管内に堆積していたきょう雑物が相手方受水槽に流入し、当該受水槽内の水道水を使用して製造した製品にきょう雑物が混入したことにより損害が生じた。

- 3 損害賠償額 6,542,437円

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

水道水にきょう雑物が混入したことにより生じた損害を賠償するため、吉川市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年吉川町条例第7号）第6条の規定により、この案を提出するものである。



### 第32号議案

#### 吉川市国民健康保険条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 吉川市国民健康保険条例(昭和34年吉川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 880 379 909">附 則</p> <p data-bbox="268 1010 804 1104">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="220 1137 804 2007">第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から</p>	<p data-bbox="906 880 986 909">附 則</p> <p data-bbox="874 1010 1410 1104">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="826 1137 1410 2007">第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務</p>

<p>起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(防疫作業手当の特例)</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>）である<u>感染症</u>をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が認めるものに従事した場合には、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(防疫作業手当の特例)</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が認めるものに従事した場合には、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正等に伴い、  
所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。